

## 平成17年度国民健康保険税の税率です

税務課（内線533）

国民健康保険加入者の皆さんが、病気やけがなどでお医者さんにかかったとき、その医療費を負担するのが一部で済むのは、皆さんが納めた保険税などで、かかった費用の残りを負担しているからです。保険税は国民健康保険の運営を支える大切な財源ですから、必ず納期限内に納めましょう。

### 平成17年度国民健康保険税の税率

	医療分	介護分
<b>所得割</b>	国保税課税標準額の7.0/100	1.4/100
<b>資産割</b>	固定資産税額（土地家屋のみ）の30/100	5.7/100
<b>均等割</b>	被保険者1人につき23,000円	7,700円
<b>平等割</b>	1世帯につき26,000円	5,500円

### 1世帯あたりの保険税額の決まり方

#### 医療分

次の4つの項目を組み合わせ、1世帯ごとの保険税額が決められます。

<b>所得割</b> 世帯の所得に応じて計算	+	<b>資産割</b> 世帯の資産に応じて計算	+	<b>均等割</b> 世帯の加入者数に応じて計算	+	<b>平等割</b> 1世帯につき
---------------------------	---	---------------------------	---	-----------------------------	---	----------------------

※税額の合計が53万円を超えた場合は、53万円となります。

#### 介護分

国保に加入している40歳以上65歳未満の人（介護保険第2号被保険者）。

<b>所得割</b> 第2号被保険者の所得に応じて計算	+	<b>資産割</b> 第2号被保険者の資産に応じて計算	+	<b>均等割</b> 第2号被保険者の人数に応じて計算	+	<b>平等割</b> 第2号被保険者がいる世帯につき
--------------------------------	---	--------------------------------	---	--------------------------------	---	-------------------------------

※税額の合計が8万円を超えた場合は、8万円となります。

## 『花づくり講座』を開催します

産業経済課（内線573）

年間を通じて、花づくりに関する基礎知識、園芸作業、ガーデンングなど、花づくりを学びます。ぜひお申し込みください。

月	内容
7月	花づくりについての基礎知識
8月	夏の園芸作業
10月	秋の園芸作業
12月	冬の園芸作業
1月	ガーデンング講座
3月	春の園芸作業・総括

■**申込方法** 市役所ロビー、各地域事務所、各地区公民館に置いて

■**募集定員** 60人

■**開催期間** 7月から平成18年3月まで（年6回を予定）

■**開催場所** さざなみ館（湊町）

■**申込期間** 7月20日（水）まで

※ただし、定員になり次第 締め切ります。

※都合により、内容を変更することもあります。ご了承ください。

## 国民健康保険『高齢受給者証』をお持ちの方へ

健康保険課（内線554）

国民健康保険では、8月1日現在で『高齢受給者証』をお持ちの方の一部負担割合を、平成16年中の所得にもとづき、次のとおり見直します。新しい『高齢受給者証』は、7月末に郵送でお届けします。8月からは新しいもので受診してください。

から地方税法に規定する各種控除をした後の金額が145万円以上の方がいる場合は、医療費の2割を負担することになります。

#### 一般は1割負担

一定以上所得者に該当しない方の医療費は、1割負担です。

#### 一定以上所得者は2割負担

同一世帯の国保加入者で、70歳以上の方及び70歳未満で老人医療受給対象者のうち、所得の合計額

※『高齢受給者証』は、国民健康保険加入者のうち、昭和7年10月1日

以降に生まれた方で70歳以上の方に交付しています。

伊予市役所 ☎982-1111(代) 中山地域事務所 ☎967-1111(代) 双海地域事務所 ☎986-1111(代)

### ■特別徴収の場合

○老齢(退職)年金が年額18万円以上の方  
※老齢福祉年金、障害年金、遺族年金の方は、普通徴収になります。

(例) 第3段階(本人が市民税非課税で世帯課税。保険料年額46,800円)の方の場合

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
7,800円	7,800円	7,800円	7,800円	7,800円	7,800円

#### ◇支払い方法

年金支給時に自動的に天引きされます。

介護保険は、国・県・市の負担金と、40歳以上の皆さんの保険料を財源として運営しています。40歳から64歳の方の保険料は、加入している医療保険料に含まれています。  
65歳以上の方の保険料の納め方は、特別徴収又は普通徴収となります。なお、普通徴収の納付書は、7月に全納期9期分を一括で送付します。  
※資格取得の時期等によって、次の表のとおりにならない場合があります。また、普通徴収と特別徴収の併用となる場合もあります。

介護保険料の納め方について

健康保険課(内線559)

### ■普通徴収の場合

○老齢(退職)年金が年額18万円未満の方  
○年度の途中で65歳になった方や、転入してきた方  
○年度の途中で所得段階が変更した方  
○年金の支給が遅れた方など

(例) 第3段階(年額46,800円)の方の場合

1期	2期	～	8期	9期
7月	8月	～	2月	3月
5,200円	5,200円	～	5,200円	5,200円

#### ◇支払い方法

納付書又は口座振替(申込者のみ)となります。

新伊予市合併ガイドの記載事項の訂正とお詫び

平成17年3月号の広報紙と一緒に配付しました『新伊予市合併ガイド』の13ページ「公共施設の案内」欄に記載している市立図書館の電話番号に誤りがありました。

(誤) 983-4501  
(正) 983-4051

です。ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げますとともに、訂正いたします。

## 上水道当直水道指定工事業者

◆土・日曜日、祝日の上水道の故障など緊急業務は、次の当直水道指定工事業者にご相談ください。

月	日	指定工事業者	電 話
7	2(土)	(有)島邦産業	灘 町 982-7332
	3(日)	豊田設備	下吾川 982-6867
	9(土)	友澤設備	大 平 982-1381
	10(日)	西岡建材(株)	下吾川 983-1598
	16(土)	(有)ハヤタ設備工業	上吾川 983-0398
	17(日)	未来設備	尾 崎 983-5282
	18(月)	(株)伊予設備	米 湊 983-4613
	23(土)	岩井水道工業所	大 平 983-3066
	24(日)	(有)協和設備工業	上吾川 983-4185
	30(土)	(株)ギケン	稲 荷 983-5576
8	31(日)	功栄設備	中 村 982-5888
	6(土)	K. シマダ	下吾川 983-6553
	7(日)	(有)港南設備	稲 荷 982-4487

※中山地区、双海地区の簡易水道をご利用の方は、次の指定工事業者にお問い合わせください。

中山地区	(有)升田金物店	☎967-0067
	(有)田中興業	☎967-0558
	(株)中山建設	☎967-1035
双海地区	藤岡工業(株)	☎986-0350

## 休日でも収納できます

仕事などで平日に金融機関での納付が困難な方のために、休日納付窓口を設置しています。ぜひご利用ください。

■実施日 毎月第4日曜日(7月は24日)  
8:30~17:00

■場 所 市役所税務課収納カウンター

■取扱内容 市税、市公共料金全般の収納、納付相談

■お問い合わせ 税務課(内線545)へ。

## 戦没者等のご遺族の皆さんへ — 特別弔慰金が支給されます —

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第8回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます。

#### ■請求・お問い合わせ

福祉課(内線556)、又は各地域事務所保健福祉課へ。

**7月から受付開始！  
国民年金保険料の免除申請**

市民生活課（内線536）

国民年金は、20歳から60歳までの40年間、保険料の納付が必要ですが、所得（収入）の減少や失業等で保険料の納付が困難な場合には、申請によって保険料の納付が免除される制度があります。

「納められないから…」といつて保険料を未納のままにしてしまうと、その間に事故や病気で重い障害が残っても、障害年金が受給できなったり、保険料納付（免除）期間が不足して、将来、老齢年金が受給できない場合がありますので、保険料納付が困難な場合には、必ず申請してください。

**保険料免除の種類は**

保険料免除には、保険料の全額（月額13,580円）が免除される「全額免除」と、保険料の半額（月額6,790円）が免除される「半額免除」があります。

※半額免除は、残りの半額を納めないと未納期間として計算されますのでご注意ください。

**免除申請の対象となる方は**

- ①前年の所得（収入）が少ない方
- ②障害者又は寡婦であって、前年の所得が125万円以下の方

- ③生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方（生活扶助の場合は法定免除）
- ④①～③以外で、災害や失業などの特例的な理由による場合

**申請に必要なもの**

- ①印鑑
- ②年金手帳
- ③失業を理由とする場合は離職票など
- ④平成17年1月以降に市内に転入された方は、1月1日現在の住所地の所得証明書（17年度）

**申請は毎年度必要です**

平成17年7月からの免除を希望される方は、7月1日（金）から受け付けていますので、忘れずに申請してください。

また、昨年度から引き続き免除を希望される方も、改めて申請する必要があります。ただし、所得（収入）の状況によっては、今年度は承認を受けられない場合があります。

**= 市内の交通事故状況 =**

（5月末日現在）

	5月	累計	前年比
発生	26件	110件	+ 2件
死者	2人	6人	+ 4人
傷者	40人	137人	+ 7人

シートベルトを正しく着用しましょう！

**= 市内の街頭犯罪等発生状況 =**

（5月中）

	発生	累計	前年比
侵入盗	3件	25件	- 4件
自動車盗	0件	3件	- 3件
オートバイ盗	1件	9件	- 3件
自転車盗	6件	29件	- 8件
車上ねらい	6件	25件	- 4件

安全は一人ひとりの意識から  
安心は人のつながり 地域から

**中小企業振興資金融資制度**

産業経済課（内線571）

市内で1年以上、中小企業を経営されている個人又は法人の方に、事業に必要な運転資金や設備資金を低利で融資する制度を設けています。お気軽にご利用ください。

**■融資条件**

- 融資限度額 500万円
- 融資期間 60か月以内
- 返済方法 原則として分割払い（一括払いも可）

- 保証人 市内に1年以上住み、市税を完納している方1人以上（法人は2人以上）

**■貸付利率**

- 年1・15%（国民金融公庫普通貸付利率の0・3%引き、6月末日の変動利率）

- 融資を受けることができる方
  - 市内に住居又は事業所があり、市税を完納している方
  - 愛媛県信用保証協会業務取扱規定に適合する方

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています  
日常生活と水の事故

伊予消防署 ☎ 982-0657

夏がやってきました。この季節は一年中で一番、水の事故の多い季節でもあります。みんなが水に親しみ、水を生かしてより健康的な生活を楽しむために、水の事故から尊い命を守らなければなりません。

こうした水による事故は、一瞬の気の緩みや不注意から起きています。私たちの日常生活の中にも、水による危険は多くひそんでいます。水のあるところには事故の危険性があることを忘れずに、周囲の人が気を配り、事故を未然に防ぐようにしましょう。

こんな場所には要注意

《家庭内では》

- 水の入っている浴槽
- 使用中の洗濯機
- 遊んだ後のビニールプール
- 庭の池

好奇心と行動力のかたまりである乳幼児の事故は、周囲の大人が気を配って予防する以外に方法はありませぬ。



日ごろから子どもの行動に先回り

し、環境の整備に心掛けておきましょう。

《家の周辺では》

- ため池や用水路
- 工事現場
- ふたのないマンホールや下水道
- 使われていない井戸

○「危険」の表示がある場所

子どもたちは、危険な場所ほど興味を抱くものですが、危険かどうかの判断ができません。実際に家の周辺の危険な場所を見せ、指導しておくことも、事故を防止する方法の一つです。

子どもが泳ぎに行くときには…

- どこへ行くのか聞くこと(海・川に子どもたちだけでは行かせない)
- だれと行くのか聞くこと(一人では行かせない)
- いつ帰るか聞くこと(約束の間内に帰らせる)
- 泳ぐときの注意点を言い聞かせること
- 行く前に必ず健康チェックをすること(熱はないか? 風邪はひいていないか? 顔色はいいか? 食欲はあるか? 疲れている様子はないか? など)



緊急自動車のサイレン



皆さん、緊急自動車のサイレンの音が、出動する災害や状況によって違うのはご存じ、だったでしょうか?

まず消防自動車は、救助出動や水防出動など、火災以外の災害時に出動する場合、『ウーン、ウーン』とサイレンだけを鳴らしながら出動しています。火災の時に発する場合は、『ウーン、カンカン』とサイレンの後に警鐘の音を鳴らしています。

■伊予市管内の火災と救急出場件数 (5月末日現在)

種別	5月分			累計(1月から)		
	火災件数	本庁 3 中山 0 双海 1	4	本庁 10 中山 1 双海 2	13	
救急出場件数	本庁 116 中山 12 双海 19	147	本庁 601 中山 91 双海 115	807		

☎ **火災・救急 → 119**  
火災 救急病院 案内 982-5959

救急車は通常、『ピーポー、ピーポー』と鳴らしながら走行しますが、緊迫したときや交通量の多い交差点に進入するときなどには、消防自動車と同じように『ウーン、ウーン』という電子サイレンを鳴らすことがあります。

また、緊急出動時にはサイレンを鳴らすとともに、赤色の回転灯とヘッドライトを点けて走行しています。

緊急自動車は、災害現場に迅速に到着させるため、一刻を争いながら走行していますので、緊急自動車が近づいたときには、速やかに進路を譲ってください。